

高知県

(金抜)

高知県 南国市 十市

令和7年度 十市・稲生保育園統合高台移転に伴う開発申請資料等作成委託業務 実施設計書

金抜設計書

設計変更により請負金額を変更する必要がある場合は、「請負更正金額等の算出方法について（通知）」により、変更の協議を行うものとする。

令和7年5月1日 積算単価適用

特 記 仕 様 書

第1条 共通仕様書の適用について

本業務は、「高知県土木設計等業務共通仕様書」，「宅地防災マニュアルの解説」，「高知県測量業務共通仕様書」および「高知県用地調査等共通仕様書」に基づき実施しなければならない。

- 2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

第2条 個人情報の保護について

受注者は、この契約による業務を処理するための個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報等取扱特記事項」を遵守しなければならない。

個人情報等の取り扱いの有無については、着手前に受発注者間で協議すること。

なお、個人情報等取扱特記事項に基づく各種報告書等については、業務計画書に添付すること。

参考) 個人情報保護制度に関するアドレス：

<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/110201/joko-kojin-index.html>

別記 個人情報等取扱特記事項

(基本的事項)

- 第1 受注者は、個人情報、行政機関等匿名加工情報等又は個人番号及び特定個人情報（以下「個人情報等」という。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報等の取り扱いを適正に行わなければならない。

(責任体制の整備)

- 第2 受注者は、個人情報等の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(責任者等の報告)

- 第3 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報等を取り扱う責任者（以下「業務責任者」という。）及び業務に従事する者（以下「業務従事者」という。）を定め、書面によりあらかじめ発注者に報告しなければならない。業務責任者及び業務従事者を変更する場合も同様とする。
- 2 業務責任者は、本件特記事項に定める事項を適切に実施するよう、業務従事者を監督しなければならない。
- 3 業務従事者は、業務責任者の指示に従い、本件特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

(作業場所等の特定)

- 第4 受注者は、個人情報等を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を定め、あらかじめ発注者に届け出なければならない。
- 2 受注者は、作業場所を変更する場合は、あらかじめ発注者に届け出なければならない。
- 3 受注者は、個人番号及び特定個人情報（以下「特定個人情報等」という。）を取り扱う事務を実施する区域を明確にし、物理的安全管理措置を講ずるものとする。
- 4 受注者は、業務従事者に対し、身分証明書を常時携帯させるとともに、事業者名を明記した名札等を着用させて業務に従事させなければならない。

(従事者に対する教育)

- 第5 受注者は、業務従事者に対して、個人情報等の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、本件特記事項において業務従事者が遵守すべき事項その他この契約に係る業務の適切な履行に必要な教育及び研修を実施しなければならない。

(秘密の保持)

- 第6 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報等を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(再委託の禁止)

- 第7 受注者は、この契約による業務の全部又は一部を第三者（以下「再委託先」という。）に委託（以下「再委託」という。）する場合（再委託先が委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合又は二以上の段階にわたる委託である場合を含む。以下同じ。）は、あらかじめ次に掲げる項目を記載した書面を発注者に提出して発注者の承諾を得なければならない。

- (1) 再委託を行う業務の内容
- (2) 再委託の期間
- (3) 再委託の相手方
- (4) 再委託が必要である理由
- (5) 再委託で取り扱う個人情報等
- (6) 再委託の相手方に求める個人情報等保護措置の内容
- (7) 前号の個人情報等保護措置の内容を遵守し、個人情報等を適切に取り扱うという再委託の相手方の誓約
- (8) 再委託の相手方の監督方法
- (9) その他発注者が必要があると認める事項

特記仕様書

2 受注者は、再委託を行ったときは遅滞なく再委託の相手方における次に掲げる事項を記載した書面を発注者に提出しなければならない。

- (1) 再委託先
- (2) 再委託をする業務の内容
- (3) 再委託の期間
- (4) 再委託先の責任体制
- (5) 再委託先の個人情報等の保護に関する事項の内容及び監督方法
- (6) その他発注者が必要があると認める事項

3 受注者は、前項の内容を変更する場合は、事前に発注者に報告しなければならない。

4 受注者は、再委託を行った場合は、再委託の相手方にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、受注者と再委託の相手方との契約内容にかかわらず、発注者に対して再委託の相手方による個人情報等の取り扱いに関する責任を負うものとする。

5 受注者は、再委託を行った場合は、その履行状況を管理監督するとともに、発注者の求めに応じて、その状況等を発注者に報告しなければならない。

(派遣労働者の利用時の措置)

第8 受注者は、この委託業務を派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者をいう。以下同じ。）に行わせる場合は、労働者派遣契約書に、秘密保持義務等個人情報等の取り扱いに関する事項を明記しなければならない。

2 受注者は、発注者に対して、この契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、派遣労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(収集及び保管の制限)

第9 受注者は、この契約による業務を行うために個人情報及び行政機関等匿名加工情報等を収集するときは、その業務の目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

2 受注者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報等を収集又は保管してはならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第10 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報及び行政機関等匿名加工情報等を、契約の目的以外に利用

し、又は第三者に提供してはならない。

2 受注者は、業務を行うために収集した特定個人情報等について、番号法第19条各号に掲げられたものについて発注者が第三者への提供を指示した場合を除き、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(提供の求めの制限)

第11 受注者は、個人番号利用事務又は個人番号関係事務（以下「個人番号利用事務等」という。以下同じ。）を処理するために必要な場合その他番号法で定める場合を除き、個人番号の提供を求めてはならない。

(複写、複製及び作成の禁止)

第12 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、この契約による業務を行うため発注者から提供を受けた個人情報等が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

2 受注者は、個人番号利用事務等を処理するために必要な場合その他番号法で定める場合を除き、特定個人情報ファイルを作成してはならない。

(個人情報等の適正管理)

第13 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報等について、漏えい、滅失及びき損（以下「漏えい等」という。）の防止その他の個人情報等の適正な管理のため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 個人情報及び行政機関等匿名加工情報等の秘匿性等その内容及び必要に応じて台帳等を整備し、責任者、保管場所その他の個人情報の取り扱いの状況を当該台帳に記録すること。
- (2) 特定個人情報等を管理するための台帳を整備し、責任者、保管場所その他の個人情報の取り扱いの状況を当該台帳に記録すること。
- (3) 施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室等で個人情報等を保管すること。
- (4) 発注者の承諾があるときを除き、特定した場所から個人情報等を持ち出さないこと。
- (5) 個人情報等を電子データで持ち出す場合は、暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置を行うこと。
- (6) 個人情報等を電子データで保管する場合は、当該データが記録された記録媒体及びそのバックアップデータの保管状況並びに記録された個人情報の正確性について、定期的に点検すること。
- (7) 作業場所に、私用パソコン、私用記録媒体その他の私用物を持ち込んで、

特記仕様書

個人情報等を扱う作業を行わせないこと。

- (8) 個人情報等を利用する作業を行うパソコンに、個人情報等の漏えい等につながると思われる業務に関係のないアプリケーションをインストールしないこと。

(外的環境の把握)

第14 受注者は、外国（民間事業者が提供するクラウドサービスを利用する場合においてはクラウドサービス提供事業者が所在する外国及び個人データが保存されるサーバが所在する外国が該当する。）において取り扱われる場合は、当該外国の個人情報の保護に関する制度等を把握した上で、個人情報等の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(資料等の返還等)

第15 受注者は、この契約による業務を処理するために発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報等について、この契約の終了後発注者の指示に基づいて返還、廃棄又は消去しなければならない。

- 2 受注者は、前項の個人情報等を廃棄する場合は、記録媒体を物理的に破壊するなど当該個人情報等が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。

(報告義務)

第16 発注者は、この契約による業務を行うに当たり、取り扱っている個人情報等の管理状況について、必要があると認めるときは、受注者に報告を求めることができる。

(検査及び調査)

第17 発注者は、この契約による業務の処理に伴う個人情報及び行政機関等匿名加工情報等の取り扱いについて、秘匿性等その内容やその量等に応じて、本件特記事項の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうかを確認する必要があると認めるときは、受注者又は再委託先に対して、少なくとも年1回以上、原則として現地検査により行うものとする。

- 2 発注者は、前項の目的を達成するため、受注者に対して必要な情報を求め、又はこの契約による事務の執行に関して必要な指示をすることができる。
- 3 発注者は、この契約による業務の処理に伴う特定個人情報等の取り扱いについて、本件特記事項の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうかを確認する必要があると認めるときは、受注者に対して調査を行うことができる。
- 4 発注者は、前項の目的を達成するため、作業場所を立入調査することができる

ものとし、受注者に対して必要な情報を求め、又はこの契約による事務の執行に関して必要な指示をすることができる。

(事故報告)

第18 受注者は、この契約による業務の処理に関して個人情報等の漏えい等の事故が発生した場合は、当該事故に係る個人情報等の内容、件数、発生場所、発生状況等を書面により速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

- 2 受注者は、発注者と協議の上、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り当該漏えい等に係る事実関係、発生原因及び再発防止策の公表に努めなければならない。

(損害賠償)

第19 受注者は、特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより発注者又は第三者が被害を被った場合には、その損害を賠償しなければならない。

第3条 ウイークリー・スタンスについて

本業務においては、設計業務等を円滑かつ効率的に進めるため、受発注者間における仕事の進め方として、1週間における受発注者間相互のルールや約束事・スタンスを目標として定め、計画的に業務を履行すること。

ただし、災害に関する業務等の場合は調査職員と協議するものとする。

(平成30年6月29日付け30高技管第87号「ウィークリー・スタンス実施要領(案)について」参照)

第4条 中間検査の実施について

高知県土木設計等委託業務検査要領第4条の規定により、次に定める業務は中間検査を実施するものとする。

- ①検査命令権者又は総括調査職員が必要と認めたもの。
②成果の引渡し前に、部分使用を行う委託業務。
③当初の委託対象金額が1000万円以上の設計委託業務で下記に該当するもの（災害は除く。）。

ア 橋梁及びトンネルに関するもの

イ 道路のルート設計に関するもの

ウ 波浪解析及び河川の流出解析等に関するもの

エ 水門、樋門及び樋管に関するもの

オ 地すべり解析等に関するもの

カ 上記の他、重要な構造物の詳細設計及びそれらを伴う概略設計

なお、検査回数及び時期については、業務計画打合せ時に受発注者間で

特記仕様書

協議すること。

第5条 測量調査設計業務実績情報システムへの登録

- 1 受注者は、契約時又は変更時において、委託金額が100万円（消費税込み）以上の業務について、測量調査設計業務実績情報サービス（TECRIS）入力システムに基づき受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として「業務カルテ」を作成し調査職員の確認を受けたうえ、

- (1) 受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き15日以内に、
 (2) 登録内容の変更時は変更があったときから、土曜日、日曜日、祝日等を除き15日以内に、
 (3) 完了時は完了後15日以内に、
 (4) 訂正時は適宜、

登録機関に登録申請しなければならない。

また、登録機関発行の「登録内容確認書」が届いた際は、その写しを直ちに調査職員に提出しなければならない。なお、変更時と完了時の間が15日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

なお、提出の期限は以下のとおりとする。

- (1) 受注時登録データの提出期限は、契約締結後15日以内とする。
 (2) 完了時登録データの提出期限は、業務完了後15日以内とする。
 (3) なお、業務履行中に、受注時登録データに変更があった場合は、変更があった日から15日以内に変更データを提出しなければならない。

第6条 地質調査業務

敷地計画対象地における地質及び地盤状態を把握するため、ボーリング調査（1箇所）を行う。また地質の状態を把握するため、1m毎に標準貫入試験を実施して資料とりまとめ、柱状図等を作成する。柱状図から、ボーリング箇所を結んだ地質断面図を作成するとともに、解析を行い設計に必要な土質定数を決定する。以下に当初における想定規格及び数量を示すが、現地調査状況等により変更及び追加作業が必要となった場合は、必要に応じて調査職員と協議のうえ検討するものとする。

○地質調査

- | | | | | |
|------------|--------|--------|-------|-------|
| ・土質ボーリング | オールコア | 礫混じり土砂 | φ66mm | L= 2m |
| ・岩盤ボーリング | オールコア | 軟岩 | φ66mm | L= 5m |
| ・標準貫入試験 | 礫混じり土砂 | N= | 2回 | |
| | 軟岩 | N= | 5回 | |
| ・資料整理とりまとめ | N=1業務 | | | |

- ・断面図等の作成 N=1業務
- ・平坦地足場 N=1箇所
- ・資機材運搬（トラック・クレーン装置付2.9t吊 3～3.5t積） 2台・日
- ・準備及び跡片付け N=1業務
- ・調査孔閉塞 N=1箇所
- ・給水費（ポンプ運転） N=1箇所
- ・環境保全（仮囲い） N=1箇所

第7条 設計業務

1 打合せ

設計協議は、着手時・中間時3回・成果品納入時の5回を予定し、必要があれば追加協議を行うものとし、変更数量対象とする。

2 協議資料等作成

当該業務における対象地の開発においては、受注者は、対象地の敷地造成に係る各法令に関する資料の収集整理を実施し、協議書を作成すると共に、開発申請図書作に必要な説明資料を作成する。また、調査職員の指示がある場合には、協議の場に出席して説明を行うものとする。

3 水道移設設計

水道移設工事に必要となる設計及び数量計算、概算工事費算出等を行う。

第8条 その他

- 1 その他、疑義のある場合は、調査職員と協議するものとする。

委託費内訳表

費目・工種・細別等	単位	数量	単価	金額	摘要
測量設計費					
地質調査業務(一般)					
直接調査費					
機械ホーリング	式	1			明細表 第1号 成果市
サンディング及び原位置試験	式	1			明細表 第2号 成果市
土質試験・室内試験					
解析等調査	式	1			明細表 第3号 成果市
間接調査費					
運搬費	式	1			明細表 第4号

委託費内訳表

費目・工種・細別等	単位	数量	単価	金額	摘要
仮設費	式	1			明細表 第5号
準備費	式	1			明細表 第6号
安全費	式	1			明細表 第7号
直接調査費 (電子成果品作成費(市場単価))	式	1			
直接業務費					
諸経費	式	1			
地質調査業務(一般)価格					

委託費内訳表

費目・工種・細別等	単位	数量	単価	金額	摘要
設計業務					
設計協議					
設計協議	式	1			明細表 第8号
協議資料等作成					
協議資料等作成	式	1			明細表 第9号
開発申請図書作成	式	1			明細表 第10号
水道移設設計					
水道移設設計	式	1			明細表 第11号
直接経費					
旅費交通費率分	式	1			

明細表 第 7号
安全費

明細表

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
環境保全 仮囲い	箇所	1			
1 式 当り					

明細表 第 11号
水道移設設計

明細表

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
現地調査	式	1			
水道移設検討及び実施計画	式	1			
図面作成	式	1			
数量計算	式	1			
報告書作成	式	1			
1 式 当り					